

## 富士市CNFブランド認定事業 実施要領

### (目的)

第1条 この事業は、植物由来の新素材であるCNF又はCNF関連技術を活用し、富士市CNFプラットフォーム会員の事業者等が生産・製造・加工した製品等について、一定の基準等を満たす製品等を認定し、情報発信することで、製品等のブランドの確立、販売促進、さらなる技術力向上の一助とする。また、富士市及び富士市CNFプラットフォームの知名度向上を図るとともに、CNFに取り組みやすいまちづくり、CNFの利活用を通じた地域産業の活性化等、地域経済の好循環と環境問題の解決に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「富士市CNFブランド」とは、前条の目的を達成するために富士市が認定する製品等をいう。

2 この要領において「CNF」とは、ナノメートル単位で表される程度の直径にまで解きほぐした植物由来のセルロース繊維をいい、「CNF関連技術」とは、CNFの生産・製造・加工等に関連した技術をいう。

### (認定基準)

第3条 認定基準は、別に定める富士市CNFブランド認定基準(以下「認定基準」という。)によるものとする。

### (認定対象)

第4条 認定の対象は、CNF又はCNF関連技術を活用し、生産・製造・加工された製品等とする。

### (認定申請資格)

第5条 富士市CNFブランド認定の申請を行うことができる資格のある者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 富士市内に本社若しくは主な事業所を有する事業者、機関及び団体等又は富士市CNFプラットフォーム会員であること。
- (2) 富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領又は富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員にいない事業者及び団体であること。また、法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(認定の申請)

第6条 富士市CNFブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士市CNFブランド認定（更新）申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）及び富士市CNFブランド認定申請に係る誓約書（第2号様式）を富士市に提出しなければならない。

(認定の審査)

第7条 申請書の内容の審査は、富士市CNFブランド認定審査会（以下「審査会」という。）が認定基準に基づき行うものとする。

2 前項の審査に当たっては、申請者等から意見を聴くことができる。

(認定の決定)

第8条 富士市は、前条の規定による審査に基づき、認定の適否を決定したときは、その結果を富士市CNFブランド認定審査結果通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。なお、必要があると認めるときは、その結果に意見を付すことができる。

2 前条の規定により認定基準を満たすと認めるときは、当該申請品を富士市CNFブランド認定品（以下「認定品」という。）として認定し、当該申請者（以下「認定事業者」という。）に対して、富士市CNFブランド認定証（第4号様式）を交付するものとする。

(認定の公表)

第9条 富士市は、前条の規定により認定することとした認定品について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 認定品の名称
- (2) 認定品の特徴（CNF及びCNF関連技術の利活用のポイント）
- (3) 認定事業者の名称及び所在地

(認定の有効期間及び更新)

第10条 富士市CNFブランド認定の有効期間は、富士市CNFブランド認定証の交付があった日の年度を含めた3か年度とする。

2 前項に規定する認定の有効期間が満了となる場合において、認定の更新を受けようとする認定事業者は、当該認定の有効期間の満了する日の1か月前までに、申請書（第1号様式）を富士市に提出するものとする。

3 第7条及び第8条並びに第1項の規定は、前項の場合について準用する。

(認定内容の変更)

第11条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、富士市CNFブランド認定申請事項変更届出書（第5号様式）により、速やかに富士市に提出しなければならない。

- (1) 認定品の商品名を変更したとき。

- (2) 認定品の生産、加工製造又は販売を廃止又は中止したとき。
- (3) 認定品の規格、形状又は包装等に係るデザインを変更したとき。
- (4) 認定事業者の名称又は所在地を変更したとき。
- (5) その他申請書の記載事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じたとき。

#### （認定の表示）

第12条 認定事業者は、認定品並びにその包装及び容器等に、富士市CNFブランドマーク（以下「ブランドマーク」という。）を表示することができる。

2 ブランドマークの使用は、別に定める富士市CNFブランドマーク使用取扱要領によるものとする。

#### （事業実績状況報告）

第13条 認定事業者は、各年度末1か月以内に、前年度における認定品の生産量、広報宣伝の取組状況等、富士市CNFブランド認定事業実績報告書（第6号様式）により富士市へ報告しなければならない。

#### （認定品の調査及び検査）

第14条 富士市は、必要があると認めるときは、認定品の調査又は検査を行うことができる。

#### （認定の取消し）

第15条 富士市は、認定品が次のいずれかに該当するときは、審査会の意見等を踏まえ、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定品が認定基準に満たないと認められるとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 認定品の生産、加工製造又は販売を廃止又は中止したとき。
- (4) その他、富士市CNFブランド認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。

2 認定事業者は、前項の取消しを受けたときは、第12条に規定する表示を行ってはならない。

#### （認定事業者の責務及び事故等への対応）

第16条 認定事業者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて、積極的に情報発信を行い、富士市CNFブランドの普及啓発及びイメージ向上に努めなければならない。

2 本事業は、認定事業者の意思による申請を前提に、自主申告及び自主管理を原則とし、認定品における不具合、瑕疵、事故等（以下「事故等」という。）の問題が生じた場合の責任は、認定事業者に帰属するものであり、認定品の流通、販売、品質、消費及び使用等にお

いて事故等が発生したときは、認定事業者が一切の責任を負うものとする。

- 3 認定事業者は、認定品に係る取引、商談、交渉、宣伝等一切の活動において、当該認定品の品質、性状、性能等を、富士市が保証等するとの誤認を与える行為をしてはならない。
- 4 認定事業者は、事故等の内容が確認できたときは、速やかに富士市に連絡するものとする。
- 5 富士市は、認定品の苦情等を受け付けたときは、速やかに認定事業者に対しその内容を連絡し、認定事業者は、これに誠意をもって対応し、その状況を富士市に報告するものとする。

#### (損害に対する責任)

第17条 認定品における事故等が発生した場合、認定事業者がその損害賠償等の責任を負うものとし、富士市は、その原因の如何を問わず、その責任を負わない。

#### (事務処理)

第18条 この認定に関する事務の処理は、産業交流部産業政策課が行う。

#### (その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和3年8月10日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。